

**金融商品仲介業に係る制度整備等を行うための  
諸規則改正等についての意見募集の結果について**

令和3年6月10日  
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人3社、8件

| No                                   | ご意見等   | 本会の考え方  |
|--------------------------------------|--|---|
| <b>【外務員の登録等に関する規則】</b>               |  |   |
| <b>第15条第1項第1号</b><br>※ 修正後第14条第1項第1号 |  |   |
| 1                                    | 「第9条第1項各号」とは何を示されて(引用されて)いるのでしょうか？   | ご指摘をいただき確認をし、引用部分について修正しました。  |
| <b>【金融商品仲介業者に関する規則】</b>              |  |   |
| <b>第2条</b>                           |  |   |
| 2                                    | <p>定款第4条では、「金融商品仲介業者」についての定義(※)があり、投資信託の直接販売を営む業者を対象としていると読み取ることができる一方で、金融商品仲介業に関する規則では、「金融商品仲介業者」の定義がなく、直接販売を営む業者に限定せず、広く金融商品仲介業を対象としているように読める。</p> <p>金融商品仲介業に関する規則において、「金融商品仲介業者」の定義を設けない理由は何か。</p> <p>金融商品仲介業に関する規則においては、「金融商品仲介業者」とは金商法第2条第11行第3項に掲げる行為を行う者であり、同規則の適用は投資信託の直接販売に限定されないという理解で良いか。</p> <p>(※) 金融商品仲介業者(正会員を所属金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする同法第66条の3の規定による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、正会員(同法第29条の規定による第二種金融商品取引業の登録を受けた正会員に限る。)の委託を受けて、受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の募集又は私募の取扱いを当該正会員のために行う金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)</p> | <p>→金融商品仲介業者の定義は、定款の定義と同じと本規則において定めています(第2条第3号)。</p> <p>また、金融商品取引法第2条第11項第3号に掲げる行為に係る業務を金融商品仲介業務と定めています(同条第1号及び第2号)</p> <p>→正会員を所属金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする同法第66条の3の規定による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、正会員(同法第29条の規定による第二種金融商品取引業の登録を受けた正会員に限る。)の委託を受けて、受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の募集又は私募の取扱いを当該正会員のために行う金融商品仲介業者をいう</p> |

|                                |  |  |
|--------------------------------|--|--|
| <b>第9条第1項</b>                  |  |  |
| 3                              | 広告審査において、広告等規則の規定に準じているかつ、状況を把握していれば、仲介業者内のみでの審査も許容されるのでしょうか？  | 正会員は金融商品仲介業者が行う金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供について責任を有するので、審査を行うのが適当であると考えます。   |
| <b>第14条第1項</b><br>※ 修正後第21条第1項 |  |  |
| 4                              | 一の仲介業者に複数の正会員がいる事が判明するのは、仲介業者からの申告でしょうか？協会からの連絡でしょうか？またバラバラと正会員がその一の仲介業者に委託する場合、その都度代表正会員の選出を協議するのでしょうか？ | 正会員が仲介業者と業務委託契約を締結する際には、他の正会員との業務委託契約の有無については把握すべきものと考えます。<br>また、代表正会員の決定・変更については、当事者間で決定し届け出るものであり、本会から他の正会員との契約状況について一般に公表することはございません。 |
| <b>第14条第2項</b><br>※ 修正後第21条第1項 |  |  |
| 5                              | 一度正会員が一の仲介業者に係る手続きについて協会に提出している場合、以降委託する正会員は、本項に定める手続きは不要になるのでしょうか？                                      | 代表正会員を通じて手続きを行っていただく必要があります。   |
| <b>その他</b>                     |  |  |
| 6                              | 「金融サービスの提供に関する法律」で定める「金融サービス仲介業」を営む者（新仲介業者）に対する規則はどこに規定されているのか。（3月の説明会では、第39条（準用規定）で規定されていました）           | 今後の法令や政省令の施行等を鑑み検討することといたしました。   |
| 7                              | 個人金融商品仲介業者に関する処分の規定が読めないのではないかと。   | ご指摘を踏まえて、個人金融商品仲介業者に関する処分の規定を明確化しました。  |
| <b>【受益証券等の直接募集等に関する規則】</b>     |  |  |
| <b>第12条第1項</b>                 |  |  |
| 8                              | 「金融商品仲介業者を通じて預託を受けた金銭を含む」とはどのような意味合いでしょうか？金融商品仲介業者の口座から正会員の入金口座へ、口座名義人の氏名の連絡とともに振り込むというような事でしょうか？        | 金融商品仲介業者の顧客からの金銭の預託は、正会員が直接受ける場合と、金融商品仲介業者を通じて正会員が受ける場合があると理解しています。  |

貴重なご意見をいただきありがとうございました。